

令和 7 年度 コミュニティビジネス等導入プロポーザル 募集要項

(応募受付期間 令和 7 年 8 月 18 日 ～ 令和 7 年 11 月 19 日)

**地域コミュニティの活性化に向けた活動を行う団体に、
活動拠点として市営住宅の住戸をお貸しします！**



大阪市では、市営住宅の住戸を拠点として、高齢者支援や子育て支援をはじめとした、地域コミュニティの活性化につながる活動を行う NPO 等の団体を募集します。

応募にあたっては、市営住宅やその周辺地域を対象として、地域コミュニティの活性化に資する活動内容を提案していただき、外部委員からなる民間活力導入プロジェクト事業提案評価会議における意見を踏まえながら、本市が団体を選定します。

選定された団体は、提案した活動計画案にもとづき、市営住宅の当該住戸を活用し活動していただきます。

なお、提案内容については、当プロポーザルの趣旨に沿った活動提案を求めます。

※ 当プロポーザルに応募する団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

<事務局・お問い合わせ先>

大阪市都市整備局住宅部建設課団地再生グループ

TEL 06-6208-8424

1. 提案を求める活動内容

(1) 活動内容

活動内容は、当該市営住宅及び周辺地域を対象として、地域コミュニティの活性化や公共の福祉の増進に寄与する、以下の①②③に示すような活動のうち、本市が認めたものとします。

① 高齢者等の生活支援等を目的とする活動

(活動事例)

- ・高齢者を対象とした介護支援サービス、生活支援サービス
- ・高齢者の寄り合いスペース、昼食会等の運営など、交流の場の提供
- ・近隣の在宅サービスセンター、訪問介護ステーション等のサテライトとして、より便利で身近なサービスの提供 等

② 子育てサービス等の提供を目的とする活動

(活動事例)

- ・保育サービス、ベビーシッターや家事サービス提供
- ・子育てサークルの運営、子育て相談
- ・地域の高齢者との世代間交流による子育て支援活動 等

③ 上記①②の他、地域コミュニティの活性化等を目的とする活動

(活動事例)

- ・花づくりや清掃などの地域緑化・美化活動
- ・地域のシルバー人材を活用した、周辺住民の生活利便性向上のためのサービス提供 等

(2) 活動に当たっての留意事項

- ・活動にあたっては、各種の法令を遵守するとともに、必要な届出、許認可等については各団体の責任のもとで行ってください。
- ・使用にあたっては、居住者の迷惑とならないよう、騒音等には十分配慮するとともに、住戸の利用時間帯(営業時間)等については、活動団体として選定された後に団地自治会と十分に協議していただく必要があります。
- ・提供するサービスの対価は、過大なものとならないようにしてください。
- ・近隣住戸等への迷惑やトラブルとなる活動、宗教活動や政治活動は認められません。

※これまでに選定された団体の活動状況については、大阪市都市整備局ホームページの「市営住宅の空き住戸を活用したコミュニティビジネス活動拠点の導入」

(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000535825.html>)をご参照ください。

2. 応募の資格

前述の「1. 提案を求める活動内容」に示す活動について、継続的に活動可能な体制を有し、以下の①②全ての条件を満たしている団体(個人での応募は不可)とします。なお、市営住宅にて現在活動中の団体も応募が可能です。

- ① 団体の設立趣意書または定款、もしくはこれに代わるもの(規約、会則等)を有する以下のいずれかの団体で、団体の活動実績が設立から1年以上であり(任意団体が特定非営利活動法人化した場合は、任意団体であった期間を含める。)、新設、移転、増設等により活動拠点を必要とする団体

A: 特定非営利活動法人(NPO 法人)、または、応募申込み時点で NPO 法人格の取得を予定(申請済み)している団体

B: 地域住民等で組織されている任意の非営利団体(趣味のグループ、サークルは除く。)

C: 法人税法上の公益法人等

(一般財団法人及び一般社団法人については、公益的事業費が、全事業費及び管理費の合計額の半分以上であるもの及び地方自治法第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体を含む。また、宗教法人は除く。)

D: 上記以外の普通法人等

② 下記に該当しない団体

- ・宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
- ・特定の公職者(候補者を含む。)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体
- ・暴力団、または暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体
- ・その他、公共の福祉に反する活動を行っている団体

3. 対象団地

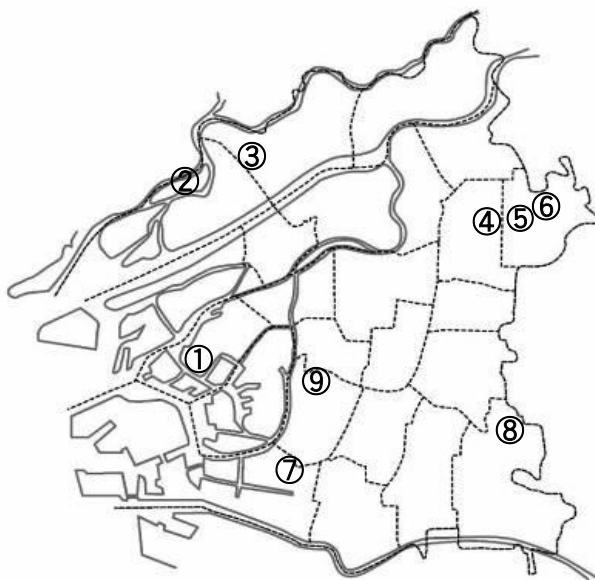
各団地の対象住戸の内容については、「11. 対象住戸の概要」をごらんください。

① 大阪市港区	八幡屋 3 丁目 4 番	八幡屋第 2 住宅	9 号館 103 号室
② 大阪市西淀川区	佃 2 丁目 2 番	佃住宅	2 号館 106 号室
③ 大阪市淀川区	加島 1 丁目 43 番	加島住宅	10 号館 104 号室
④ 大阪市城東区	今福南 4 丁目 5 番	今福南第 3 住宅	6 号館 104 号室
⑤ 大阪市鶴見区	鶴見 2 丁目 21 番	鶴見第 2 住宅	6 号館 106 号室
⑥ 大阪市鶴見区	諸口 6 丁目 4 番	諸口北住宅	3 号館 113 号室
⑦ 大阪市住之江区	中加賀屋 1 丁目 16 番	中加賀屋住宅	7 号館 108 号室
⑧ 大阪市平野区	加美北 5 丁目 9 番	加美長沢住宅	2 号館 108 号室
⑨ 大阪市西成区	中開 3 丁目 3 番	ひらき住宅	1 号館 102 号室

※ ⑦以外の住戸の使用については、目的外使用として国の承認が必要となるため、承認に時間を要する場合は使用開始時期が遅れることがあります。また承認に至らなかった場合は、募集を取り止めることになります。

※ ⑧の住戸は現在使用中であるため、使用開始時期が他の住戸と異なります。詳しくは「7. 住戸の使用期間」をご参照ください。

《対象団地位置》



《留意事項》

本募集要項における「地域コミュニティ」とは、市営住宅や周辺地域の住民を対象とした地域社会と捉えています。

4. 住戸の使用条件

項 目		条 件
使用料等	使用料	・使用料は、住戸の広さ、築年数等により異なりますので、応募にあたっては、「11. 対象住戸の概要」でご確認願います。（参考に令和 7 年度の使用料を記載しています（月額 34,200 円～143,400 円）。使用料は年度毎に改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。） ・非営利の団体については、表記の使用料の 1/2 とする減額措置が受けられます。（「10.使用料等の減額」を参照）
	保証金	免除規定があります。（「10.使用料等の減額」を参照）
経費等	電気・水道・ガス使用料	団体で負担してください。 （一般住戸の許容範囲を超える場合には、団体による子メーターの設置が必要です。）
	共益費等	団体で負担してください。費用は各市営住宅の自治会ルールによります。 ※なお、住宅の設備等によっても金額は異なります。
	改装	室内の改装及び共用部分での工作物設置等が必要な場合は、市の事前承認を得た上で団体の負担で行ってください。また、返還時には原状回復してください。
その他	管理	住戸は活動団体が責任をもって管理してください。
	駐車場	申込み時点で空きがある場合は、有料で利用可能です。 （別途駐車場契約が必要です。）
	ごみ・廃棄物	関係法令等に基づき、適切に処理してください。
	自治活動への参加	団地の清掃やお祭りなど、団地の自治活動に参加してください。
	用途	住居としての利用は認められません。

5. 応募方法

（1）応募申請書の提出

市営住宅の住戸を活用して実施する活動内容について、所定の申請書に必要事項を記入するとともに、必要書類を添付のうえ、当事務局まで 2 部（うち 1 部は複写で可） 提出してください。

① 提出書類

応募申請書を提出してください。また、申請書には必要事項をもれなく記入してください。なお、申請書の枚数については特に制限はありません。

様式については、大阪市都市整備局ホームページ

（<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000655767.html>）でダウンロードが可能です。

（大阪市ホームページにおいて、検索ワード「市営住宅」「コミュニティビジネス」でも検索できます。）

提出された申請書類は、審査以外の目的には使用いたしません。また、提出された申請書類は返却いたしません。

② 応募受付期間と申請書類の提出先

申請書類は下記事務局まで持参又は送付してください。（メール等での提出は不可）

受付期間 令和 7 年 8 月 18 日（月曜日）～ 令和 7 年 11 月 19 日（水曜日） 必着

受付時間 9:00～12:15、13:00～17:30（土、日、祝、閉庁日を除く。）（持参の場合）

提出場所 〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市都市整備局住宅部建設課団地再生グループ

「コミュニティビジネス等導入プロポーザル事務局」宛

Tel 06-6208-8424

※申請書類に不備等があった場合、受付期間中に解消する必要がありますので、余裕を持って申請いただきますようお願いいたします。

(2)質問書の提出及び回答

応募にあたって質問がある場合は、令和 7 年 8 月 1 日(金曜日)必着で、前記の提出場所(事務局)まで、質問書を持参するか送付、もしくは、下記のメールアドレスまでメールで提出してください。(電話による質問は受けません。)

様式については、大阪市都市整備局ホームページ

(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000655767.html>)でダウンロードが可能です。

(大阪市ホームページにおいて、検索ワード「市営住宅」「コミュニティビジネス」でも検索できます。)

質問に対する回答は、同局ホームページ

(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000656338.html>)に掲載します。

(大阪市ホームページにおいて、検索ワード「市営住宅」「コミュニティビジネス」でも検索できます。)

応募の前に必ずご確認ください。なお、回答内容に関する質問については受付けないことをご了承ください。

受付期限 令和 7 年 8 月 1 日(金曜日) 17:30 必着(持参・送付・メールすべて)

受付時間 9:00～12:15、13:00～17:30(土、日、祝、閉庁日を除く。)(持参の場合)

メールアドレス ka0042@city.osaka.lg.jp

回答時期 令和 7 年 8 月 8 日(金曜日)(上記のホームページで掲載します。)

6. 審査方法

選定にあたっては、書類審査の後に公開プレゼンテーションを実施し、提案された活動の内容(団地や地域のコミュニティ活性化に資するか等)や実現性・継続性(活動の収支計画、活動を行う運営体制等)について、本市が開催する民間活力導入プロジェクト事業提案評価会議において各委員が評価したうえで、その評価を踏まえ、本市が団体を選定します。

また、選考の結果、本募集要項で求めている内容に合致する団体がないと判断された場合には、団体が選定されない場合があります。選考結果は、各応募者へ通知文書を送付します。

※選定された団体名と活動内容については、大阪市都市整備局のホームページで公表する予定です。

《書類審査》

提出していただいた申請書類により、応募者の資格を満たしているかどうかを審査します。

《公開プレゼンテーション》

開催日:令和 8 年 1 月 7 日(水曜日)(予備日:令和 8 年 1 月 9 日(金曜日))

- ・ 申請書類をもとに、応募申請書の「活動提案」等に関して、応募者による活動内容の説明(公開プレゼンテーション)を行っていただきます。その際、そのプレゼンテーションもしくは申請書類に関して、評価委員による質疑を行います。説明を補足したい場合、追加資料の持ち込みも可能です。(追加資料がある場合は、後日案内する期日までに事務局へご提出ください。)
- ・ 代表者は必ず出席してください。開催時間等詳細の決定後、速やかに大阪市都市整備局ホームページに掲載するとともに応募された団体には直接連絡します。

7. 住戸の使用期間

「3. 対象団地」①～⑦、⑨： 令和 8 年 4 月上旬～（最長：令和 12 年 3 月末日まで）

「3. 対象団地」⑧ ： 令和 8 年 12 月上旬～（最長：令和 12 年 11 月末日まで）

- ・ 最長 4 年間使用可能です。
- ・ 年度ごとの住戸使用許可の更新手続きが必要です。
- ・ 上記の期間中、当該住戸を使用中であっても、本市の事業の都合により使用を終了していただくことがあります。
- ・ また、上記使用期間終了に伴い当該住戸が再度プロポーザル募集の対象となった場合において、引き続き住戸の使用を希望するときは、改めて応募していただく必要があります。

8. 住戸の使用にあたっての留意事項

- ・ 年度毎の更新手続き時に、本市が定める書式により、活動内容の報告を行っていただきます。また、本市が必要と認める時には、活動内容について報告を求め調査することがあります。
- ・ 住戸を使用する権利を第三者に譲渡し、交換し、貸付け、または担保等に供することはできません。
- ・ 本市が定める「市営住宅のコミュニティ活性化事業への活用実施要綱」
(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000197474.html>)を必ずお読みいただき、使用にあたっては、この要綱の規定をお守りください。

9. 住戸内の改造等

住戸内の改造については、住宅維持管理上支障がないと認められる場合に限り、別途申請していただき、承認を得ることにより、団体の負担により実施することが可能です。ただし、コンクリート壁など構造躯体の改造を伴うものや、給排水本管の改造等は認められません。また、住戸返還時には、団体の負担により原状回復することを条件とします。なお、原則として、通常の空家補修は、使用許可開始日までに大阪市が実施いたします。（ただし、③⑦を除き「浴室」に浴槽・釜は設置されていません。）

10. 使用料等の減額

市営住宅のコミュニティ活性化事業への活用実施要綱第 15 条の規定により、本募集要項の「2. 応募の資格」①A、B、C に該当する団体については、別途申請により、住戸の使用料を1/2とする減額措置や、住戸の使用が公共性、公益性を有すると判断される場合は、保証金の免除を受けることができます。

11. 対象住戸の概要

<各住戸の特記事項①>

対象団地名	① 八幡屋第2住宅
住所	港区八幡屋3丁目4番
号館 室番号	9号館 103号室
住戸専有面積	40.01 m ²
間取り	3K
使用料※1 (R7年度)	34,200 円／月 (「2. 応募の資格」①A、B、Cに該当する団体は表記の使用料を 1/2 とする減額措置が受けられます。)
駐車場※2 (R7.6時点)	空きあり(要別途契約 12,600 円／月、保証金 3 月分)
その他	近隣への騒音等に配慮してください。

※1 使用料は年度ごとに改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。

※2 活動開始時点の空き状況と異なる場合があります。

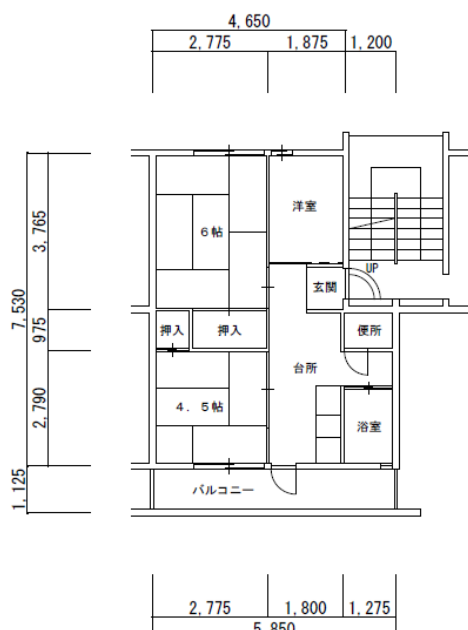
<位置図>



<外観写真>



<住戸平面図(一部異なる場合があります。)>



<住棟位置図>



<各住戸の特記事項②>

対象団地名	② 佃住宅
住所	西淀川区佃 2 丁目 2 番
号棟 室番号	2 号館 106 号室
住戸専有面積	53.84 m ²
間取り	3DK
使用料※1 (R7 年度)	50,500 円／月 (「2. 応募の資格」①A、B、Cに該当する団体は表記の使用料を 1/2 とする減額措置が受けられます。)
駐車場※2 (R7.6 時点)	駐車場なし
その他	近隣への騒音等に配慮してください。

※1 使用料は年度ごとに改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。

※2 活動開始時点の空き状況と異なる場合があります。

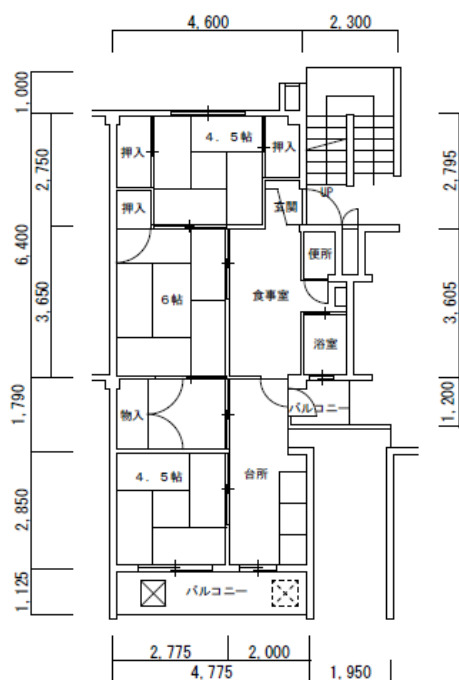
<位置図>



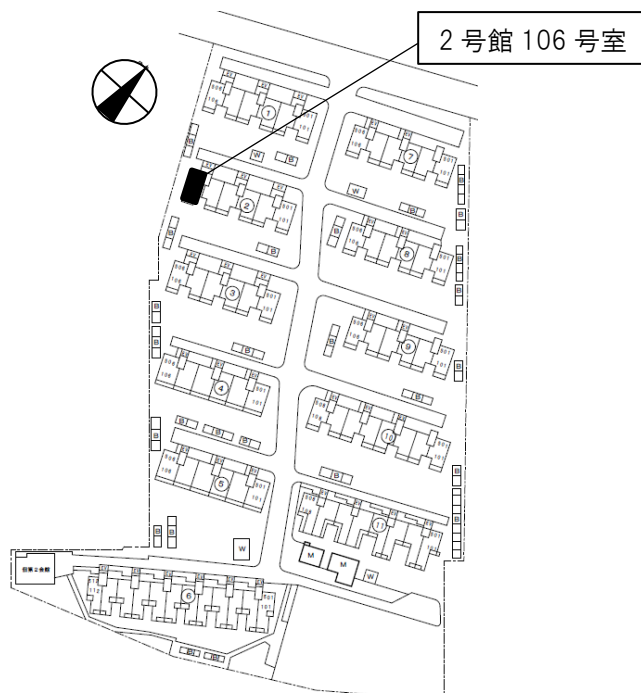
<外観写真>



<住戸平面図(一部異なる場合があります。)>



<住棟位置図>



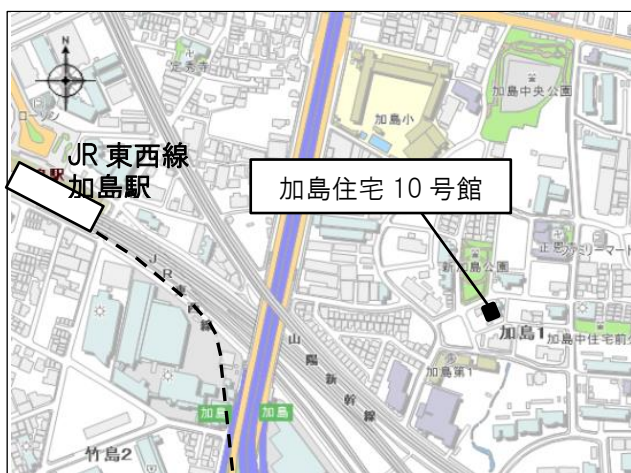
<各住戸の特記事項③>

対象団地名	③ 加島住宅
所在地	淀川区加島 1 丁目 43 番
号棟 室番号	10 号館 104 号室
住戸専有面積	91.42 ㎡(室面積:62.46 ㎡、店舗:28.96 ㎡)
間取り	3DK+店舗(店舗スペースの内装はなし)
使用料※1 (R7 年度)	143,400 円／月 (「2. 応募の資格」①A、B、Cに該当する団体は表記の使用料を 1/2 とする減額措置が受けられます。)
駐車場※2 (R7.6 時点)	空きあり(要別途契約 12,600 円／月、保証金 3 月分) 他、一時預かり駐車場あり(有料)
その他	店舗付き住宅です。 近隣への騒音等に配慮してください。

※1 使用料は年度ごとに改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。

※2 活動開始時点の空き状況と異なる場合があります。

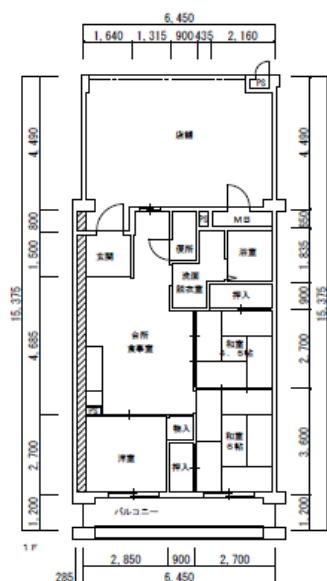
<位置図>



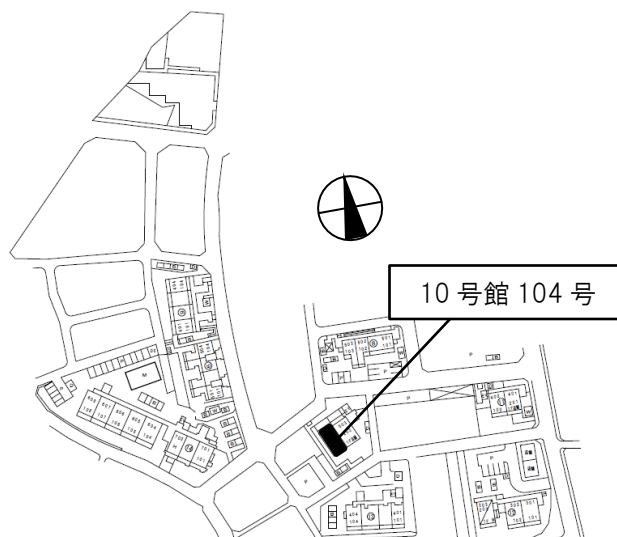
<外観写真>



<住戸平面図(一部異なる場合があります。)>



<住棟位置図>



<各住戸の特記事項④>

対象団地名	④ 今福南第 3 住宅
所在地	城東区今福南 4 丁目 5 番
号棟 室番号	6 号館 104 号室
住戸専有面積	57.46 m ²
間取り	3K+U
使用料※1 (R7 年度)	53,000 円／月 (「2. 応募の資格」①A、B、Cに該当する団体は表記の使用料を 1/2 とする減額措置が受けられます。)
駐車場※2 (R7.6 時点)	空きあり(要別途契約 12,600 円／月、保証金 3 月分) 他、一時預かり駐車場あり(有料)
その他	近隣への騒音等に配慮してください。

※1 使用料は年度ごとに改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。

※2 活動開始時点の空き状況と異なる場合があります。

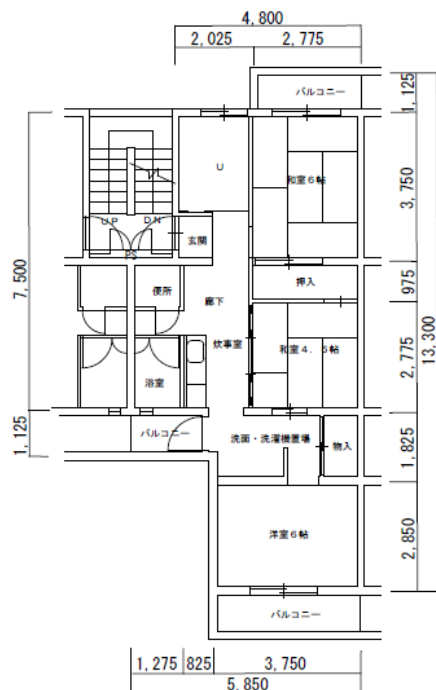
<位置図>



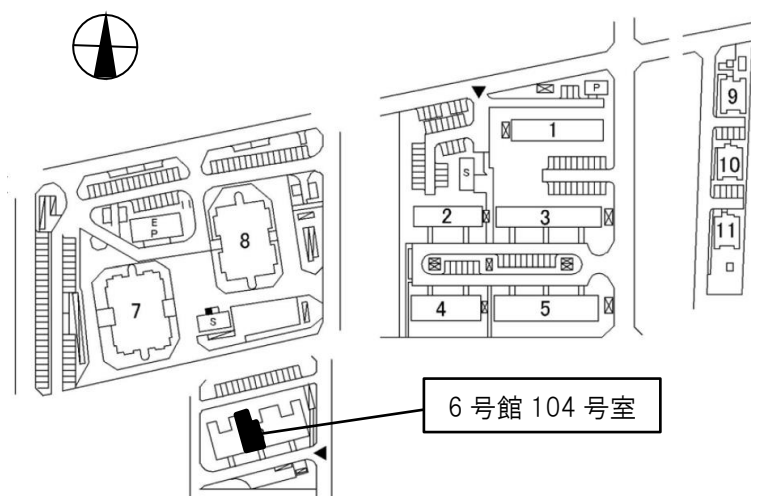
<外観写真>



<住戸平面図(一部異なる場合があります。)>



<住棟位置図>



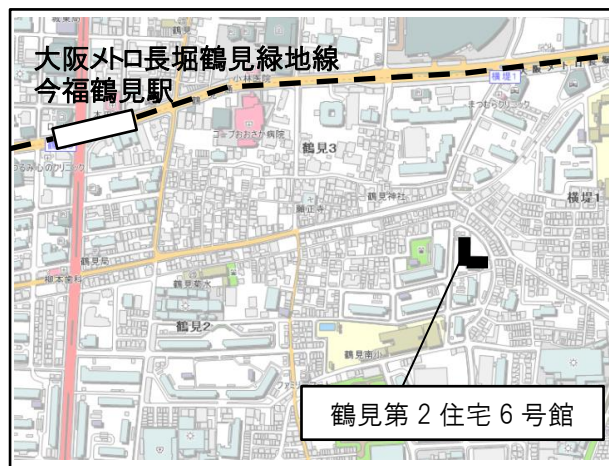
<各住戸の特記事項⑤>

対象団地名	⑤ 鶴見第2住宅
住所	鶴見区鶴見2丁目21番
号館 室番号	6号館 106号室
住戸専有面積	54.77 m ²
間取り	3DK
使用料※1 (R7年度)	63,200 円／月 (「2. 応募の資格」①A、B、Cに該当する団体は表記の使用料を1/2とする減額措置が受けられます。)
駐車場※2 (R7.6時点)	空きあり(要別途契約12,600 円／月、保証金3月分) 他、一時預かり駐車場あり(有料)
その他	近隣への騒音等に配慮してください。

※1 使用料は年度ごとに改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。

※2 活動開始時点の空き状況と異なる場合があります。

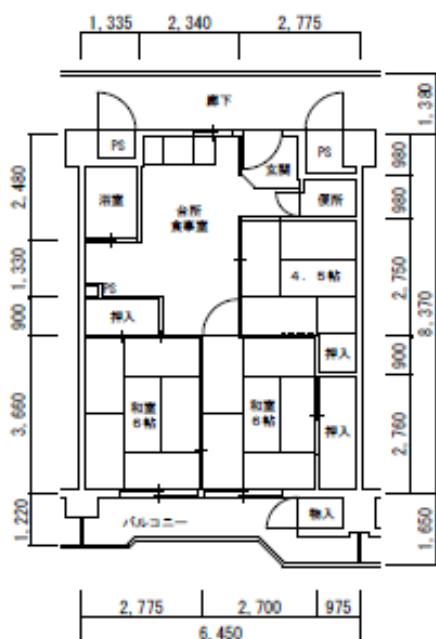
<位置図>



<外観写真>

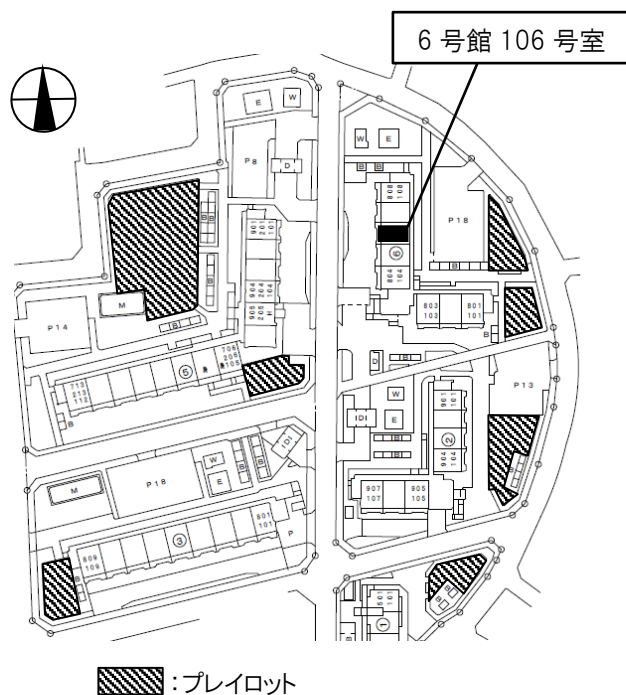


<住戸平面図(一部異なる場合があります。)>



※左右反転

<住棟位置図>



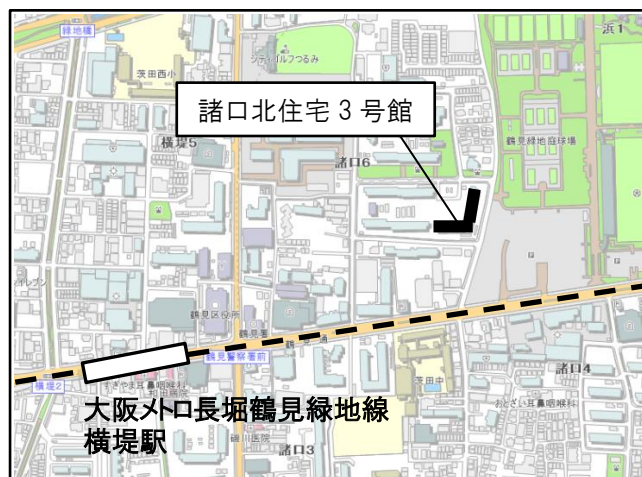
<各住戸の特記事項⑥>

対象団地名	⑥ 諸口北住宅
住所	鶴見区諸口 6 丁目 4 番
号館 室番号	3 号館 113 号室
住戸専有面積	58.96 m ²
間取り	3DK
使用料※1 (R7 年度)	62,800 円／月 (「2. 応募の資格」①A、B、Cに該当する団体は表記の使用料を 1/2 とする減額措置が受けられます。)
駐車場※2 (R7.6 時点)	空きあり(要別途契約 12,600 円／月、保証金 3 月分) 他、一時預かり駐車場あり(有料)
その他	近隣への騒音等に配慮してください。

※1 使用料は年度ごとに改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。

※2 活動開始時点の空き状況と異なる場合があります。

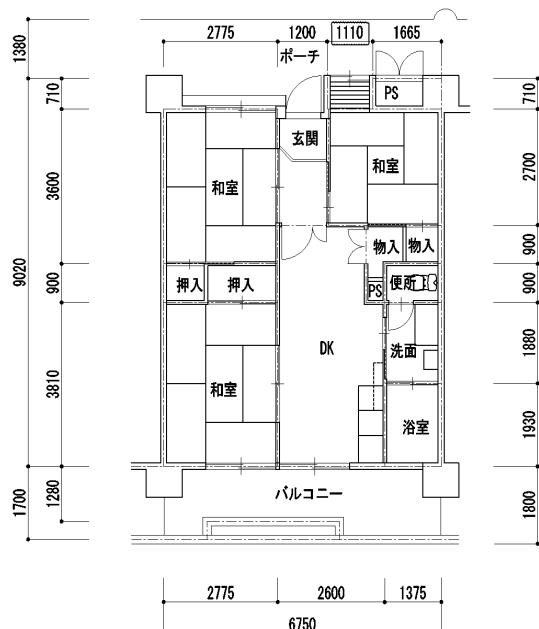
<位置図>



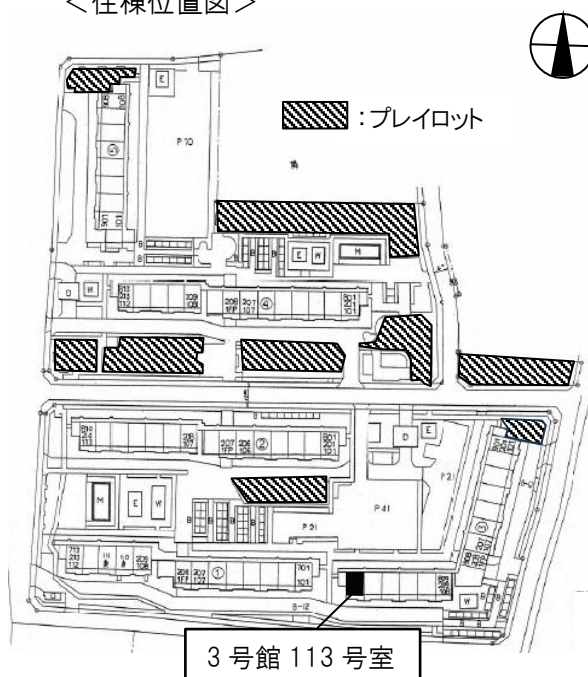
<外観写真>



<住戸平面図(一部異なる場合があります。)>



<住棟位置図>



<各住戸の特記事項⑦>

対象団地名	⑦ 中加賀屋住宅
住所	住之江区中加賀屋 1 丁目 16 番
号館 室番号	7 号館 108 号室
住戸専有面積	63.07 m ²
間取り	3DK
使用料※1 (R7 年度)	65,200 円／月 (「2. 応募の資格」①A、B、Cに該当する団体は表記の使用料を 1/2 とする減額措置が受けられます。)
駐車場※2 (R7.6 時点)	空きあり(要別途契約 12,600 円／月、保証金 3 月分) 他、一時預かり駐車場あり(有料)
その他	近隣への騒音等に配慮してください。

※1 使用料は年度ごとに改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。

※2 活動開始時点の空き状況と異なる場合があります。

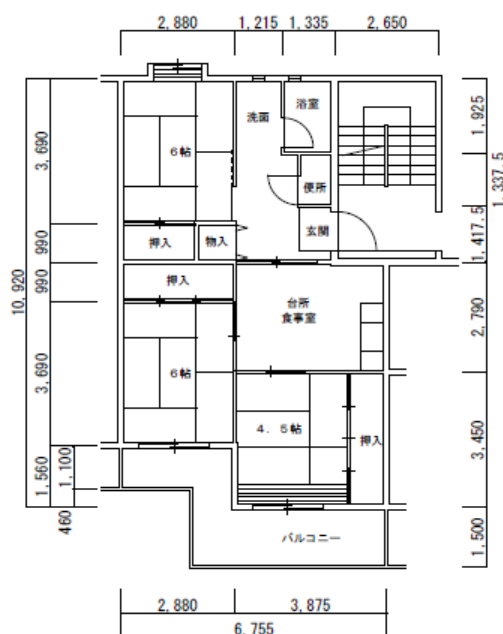
<位置図>



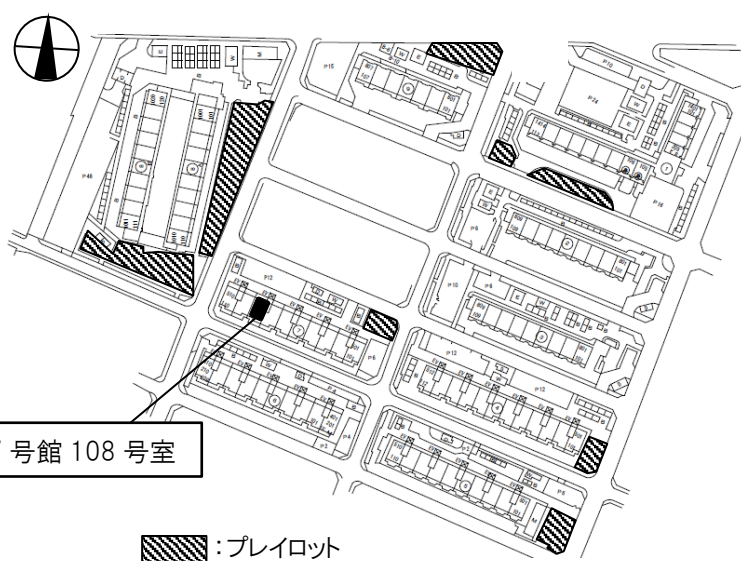
<外観写真>



<住戸平面図(一部異なる場合があります。)>



<住棟位置図>



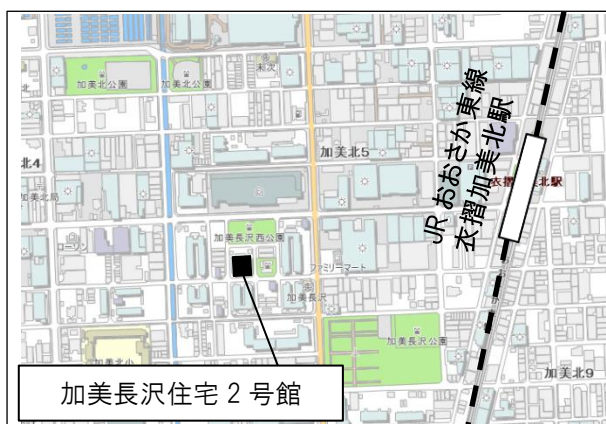
<各住戸の特記事項⑧>

対象団地名	⑧ 加美長沢住宅
所在地	平野区加美北 5 丁目 9 番
号棟 室番号	2 号館 108 号室
住戸専有面積	47.47 m ²
間取り	3DK
使用料※1 (R7 年度)	46,800 円／月 (「2. 応募の資格」①A、B、Cに該当する団体は表記の使用料を 1/2 とする減額措置が受けられます。)
駐車場※2 (R7.6 時点)	空きあり(要別途契約 12,600 円／月、保証金 3 月分) 他、一時預かり駐車場あり(有料)
その他	近隣への騒音等に配慮してください。

※1 使用料は年度ごとに改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。

※2 活動開始時点の空き状況と異なる場合があります。

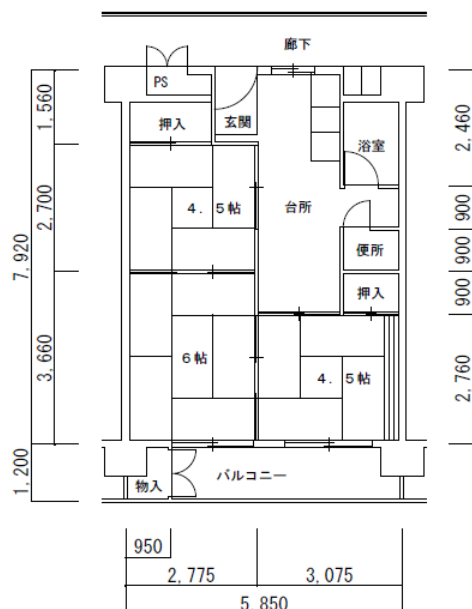
<位置図>



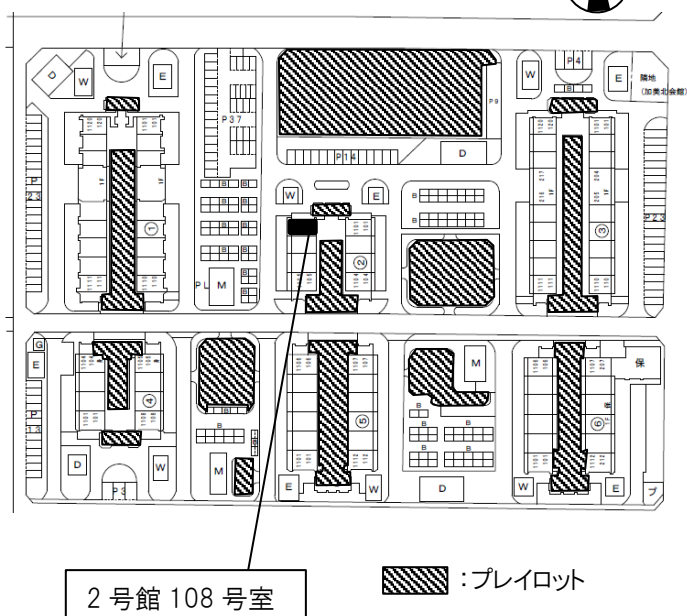
<外観写真>



<住戸平面図(一部異なる場合があります。)>



<住棟位置図>



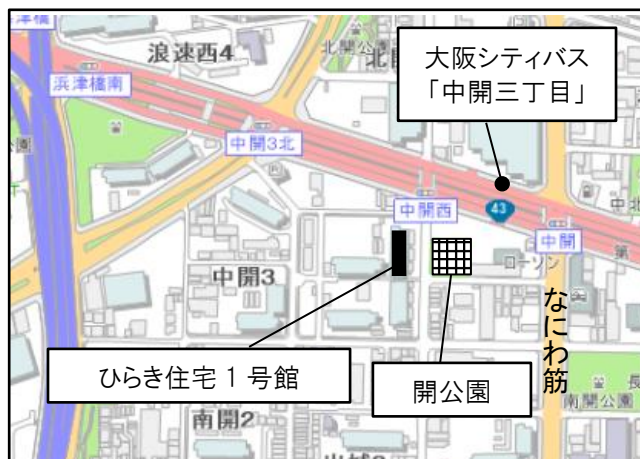
＜各住戸の特記事項⑨＞

対象団地名	⑨ ひらき住宅
住所	西成区中開 3 丁目 3 番
号館 室番号	1号館 102 号室
住戸専有面積	102.03 m ² (室面積:69.91 m ² 、店舗:32.12 m ²)
間取り	3DK+店舗(店舗スペースの内装はなし)
使用料※1 (R7 年度)	122,800 円／月 (「2. 応募の資格」①A、B、Cに該当する団体は表記の使用料を 1/2 とする減額措置が受けられます。)
駐車場※2 (R7.6 時点)	空きあり(要別途契約 12,600 円／月、保証金 3 月分)
その他	店舗付き住宅であり、住居部分と店舗部分には高低差があります。近隣への騒音等に配慮してください。

※1 使用料は年度ごとに改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。

※2 活動開始時点の空き状況と異なる場合があります。

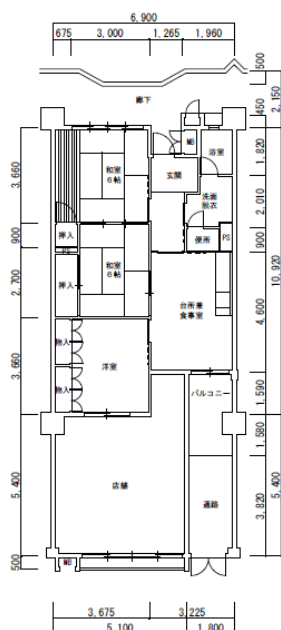
＜位置図＞



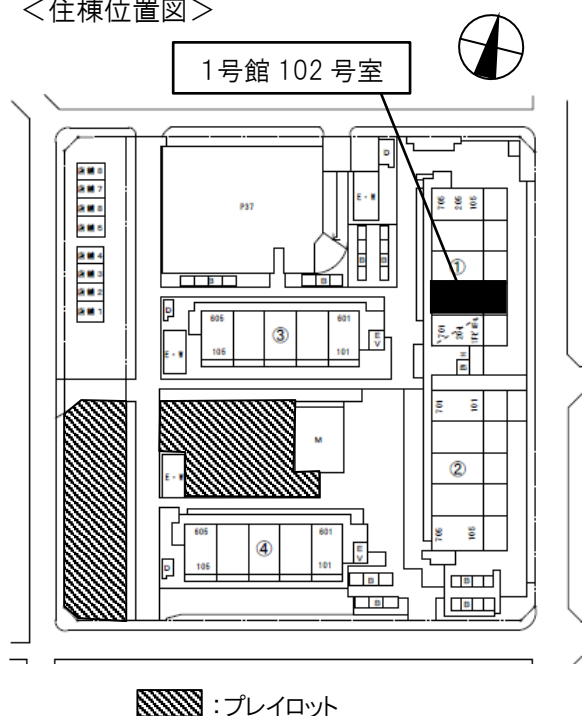
＜外観写真＞



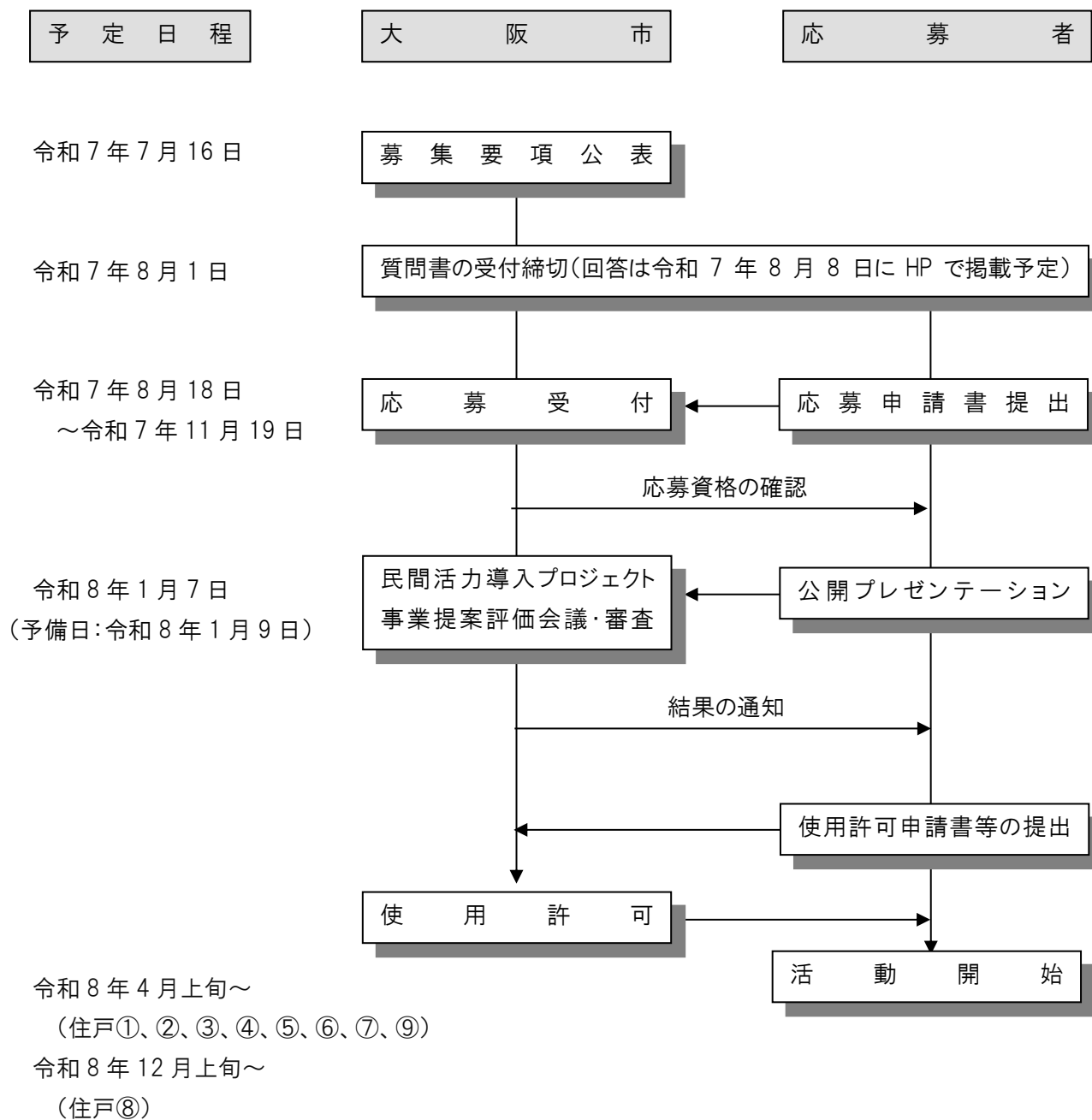
＜住戸平面図(一部異なる場合があります。)＞



＜住棟位置図＞



12. 今後のスケジュール(予定)



令和7年度「コミュニティビジネス等導入プロポーザル」
質 問 書

令和 年 月 日

大阪市長 様

所在地

团体名

代表者氏名

(連絡担当者 氏名 TEL〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

次のとおり、質問書を提出します。

要項・様式					内 容	
(例) 頁	1.	(1)	①			

令和7年度「コミュニティビジネス等導入プロポーザル」 応募申請書

令和 年 月 日

大阪市長 様

(申請者)

所在地

団体名

代表者氏名

令和7年度「コミュニティビジネス等導入プロポーザル」募集要項の内容を理解し、下欄の事項に誓約のうえ、次のとおり、応募申請します。

■ 希望住戸（応募できる団地は1つの申請書につき1団地のみです。）

第1希望 _____ 住宅

（※第1希望の団地に選定されなかった場合で、他に希望する団地がある場合は記入してください。）

第2希望 _____ 住宅

■ 連絡先

連絡先住所 (上記と異なる場合) 〒 _____

(フリガナ)

担当者 氏名 _____ TEL _____

E-mail _____ FAX _____

誓 約 事 項

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、市営住宅の使用から、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、市営住宅の使用に際して、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であつて、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

団 体 概 要 書

団 体 名	
団 体 の 種 類 (いずれかに○を記入 してください)	A: 特定非営利活動法人 (NPO 法人) B: 任意の非営利団体 C: 法人税法上の公益法人等 D: 上記以外の普通法人等
設 立 年 月	_____年_____月
代 表 者 氏 名	
団体の構成員 (役員・従業員・会員)	_____名 (役員_____名、従業員_____名、会員_____名)
主な活動エリア (いずれかをチェックし、 記入してください)	☐ 大阪市 24 区全域 ☐ 大阪市_____区 ☐ その他市町村 (_____)
団体のおもな 活動(事業)内容 (併せて、これまでに本市ま たはその他の地方公共団体 等から、活動助成や支援を受 けたことがある場合は記入 してください。)	
U R L (HP を開設している場合)	
活動(事業)規模 (活動の対象者数・活動回 数・活動拠点数等)	
主な収入源 (利用料・会費・売上げ等)	

■ 今回の応募について

活動場所 (いずれかを チェックして ください。)	新 設	☐ 団体専用の活動拠点を持たず、今回、初めて活動拠点を設置する。
	移 転	☐ 既に活動拠点があるが、今回、応募団地に活動拠点を移転する。
	増 設	☐ 既に活動拠点があるが、今回、これまで実施してきた事業と同種の事業を展開するため、応募団地に活動拠点を設置する。
		☐ 既に活動拠点があるが、今回、これまで実施してきた事業と別の新たな事業を展開するため、応募団地に活動拠点を設置する。
	継 続	☐ 現在当該住戸で活動中であり、引き続き活動拠点を設置する。
応募動機	例) ・ 応募団地の周辺で活動拠点を探していた。 ・ 家賃の安い活動拠点を探していた。	

活 動 提 案 書

団 体 名	
希 望 住 戸	_____住宅

- ・ 第 1 希望団地を前提に記述してください。第 2 希望があり、活動内容や対象が異なる場合は別に記入してください。
- ・ 応募団地で提案する活動内容についてのみ記入してください。
- ・ ページ数は、複数にわたっても構いません。

（１）提案する活動の名称及び概要

提案する活動（事業） の名称	
提案する活動（事業） の概要 (200 字程度で記入してください。)	

（２）提案する活動の詳細（要項の趣旨を踏まえ、以下の項目について、記入してください。）

①活動の内容

課題意識 (活動に取り組む際の 問題意識、地域の課題を 記入してください。)	
提案する活動(事業) の目的・対象 (活動の対象及びエリア を具体的に想定し、活動 の対象者が求めるニーズ を客観的に分析して、そ の必然性を示してくださ い。)	

活動内容 (活動の内容や提供するサービス・商品の価格設定・活動頻度(曜日、時間帯)などを具体的に示してください。)	
組織体制 (上記活動実施にあたって、計画している体制・活動場所での従事人数(協力団体・協力者含む)や体制を確保するための方法を示してください。)	
この地域との連携・配慮 (当該市営住宅及び周辺地域に対してどのように貢献していくか、取組みや配慮・工夫を具体的に示してください。)	
これまでの類似の活動実績 (提案する活動について、同様の、もしくは関連した実績がある場合にはその実績を示してください。)	

(3) 収支計画

①令和8年度・令和9年度の活動収支の計画

応募する団地の活動の実施にかかる収支計画のみ記入してください。(貴団体が応募団地以外で実施している事業の収支計画については記入しないでください。)

令和8年度：活動の開始にかかる初期費用を含めることとし、募集要項P.3「3. 対象団地」①～⑦、⑨の住戸を希望する場合は活動期間を令和8年4月から令和9年3月末までの12ヶ月間、⑧の住戸を希望する場合は活動期間を令和8年12月から令和9年3月末までの4ヶ月間として計画してください。

令和9年度：活動期間を令和9年4月から令和10年3月末までの12ヶ月間として計画してください。

科 目		具 体 的 な 内 訳	金 額 (円) 【令和7年度】	金 額 (円) 【令和8年度】
収 入	事業収入	科目は例示です。実際の収入に応じてご記入ください。		
	委託料			
	補助金・助成金			
	会費			
	寄付金			
	その他	応募団地以外で行う他事業からの繰入金があれば具体的に記入してください。		
	収入合計(A)			
支 出 ※				
	支出合計(B)			
差 引 収 支 (A-B)				

※支出に対する代表的な勘定科目を例示しました。記入の際にご参考ください。

科目	内容	科目	内容
人件費	スタッフに対する給与	消耗品費	机・イス等の備品、封筒・ファイル等の事務用品への費用
印刷製本費	資料、会報などの印刷費用	水道光熱費	電気、水道、ガス料金等
会場費	会場を賃借した場合の費用	家賃	事業所の賃借料
旅費交通費	電車代、バス代、タクシー代など	保険料	ボランティア保険や損害保険の保険料
通信費	電話代、切手代など	研修費	研修の参加費など
講師謝金	講師に対する謝礼金	雑費	一時的かつ少額な費用で他に含まれないもの

②今後の事業継続に関する考え方

想定していた収入が得られないなど、実際の活動が収支計画から大きく異なった場合にどのように事業を継続させていくか、考え方を出来る限り具体的に記入してください。

記入例

- 例) ・団地や地元自治会へ活動内容の宣伝等を行い、利用者を増やして活動を広げる。
- ・地域ニーズを把握し、補助金や助成金に頼らない事業を展開し継続していく。
- ・消耗品費や水道光熱費などにおける不必要な支出を常にチェックし、収入と支出のバランスが良くなるようにする。

申請書類一覧

申請されるにあたっての諸注意

- (1) 提出部数 2部(うち1部は複写で可)を提出してください。
 (2) 各記入欄の大きさは変更していただいても構いません。
 (3) 提出された申請書類は返却いたしません。

申請書類	内容
1. 応募申請書	—
2. 団体概要書	—
3. 活動提案書	(1) 提案する活動の名称及び概要(※1) (2) 提案する活動の詳細(※1) (3) 収支計画 ※1は、プレゼンテーションシートになります。公開プレゼンテーションの際に来場者に配布します。 *個人情報記入しないようにしてください。

・下記の一覧に該当する資料がない場合は、事務局までご相談ください。

添付書類	内容
(1) 団体の設立趣意書又は定款、もしくはそれに代わるもの	・ 設立趣意書又は定款 ※「B：任意の非営利団体」の場合は、規則、会則等団体の目的を記載したもの
(2) 団体の代表者及び役員の名簿	・ 代表者及び役員の名簿 ※「B：任意の非営利団体」の場合は、代表者及び関係者の役職名、氏名、住所などを記載したもの
(3) 団体の活動経歴が1年以上であることがわかるもの	・ 法人設立認可書又は履歴事項全部証明書 ※「B：任意の非営利団体」の場合は不要
	・ 事業報告書 ※「B：任意の非営利団体」の場合は、これまでの活動経歴を A4 1 頁程度で整理したもの
(4) 団体の財務状況がわかるもの	「A：特定非営利活動法人（NPO法人）」
	・ 貸借対照表
	・ 活動計算書（収支計算書）
	・ 収支予算書
	「B：任意の非営利団体」 ※以下について A4 1 頁程度で整理したもの
	・ 現在の活動資金の状況（預貯金等）
	・ 過去1年間の収入及び支出
	・ 今年度の収入及び支出の予定
	「C：法人税法上の公益法人等」《社会福祉法人》
	・ 貸借対照表
	・ 資金収支計算書又は事業活動収支計算書
	・ 資金収支予算書
	「C：法人税法上の公益法人等」《公益社団法人・公益財団法人》
	・ 貸借対照表
	・ 正味財産増減計算書（フロー式）又は収支計算書
	・ 収支予算書
	「D：上記以外の普通法人等」
	・ 貸借対照表
	・ 損益計算書
	・ 経営計画書など（今年度の収入及び支出の予定がわかるもの）